第八十七条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに」を「その年度の」に、「前項に規定する清酒等の製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「その年度（」とあるのは「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度（」と、「開始前」とあるのは「うちにその年度の開始前と、」を削り、「以下」と、」の下に「同項の表中」を加え、「「百分の九十」を「、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める。

第八十七条の四第一項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「受けた者」の下に「のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者（以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。）を加え、「（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「製造場から移出した」を削り、「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改め、同条第二項中「平成二十七年四月一日から」を削り、「前項に規定するビールの製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「その年度（」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年を経過する日の属する年度（」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と、」を削り、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「が、同年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「のうちその年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者（以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。）が、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六」に改め、「製造場から移出した」を削り、「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改め、同条第四項中「、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに」を「、その年度の」に、「前項に規定するビールの製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちにその年度の」と、」を削り、同条第五項中「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改める。

第八十七条の六第十一項中「第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について」を「第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び次項において「免税酒類購入者」という。）について」に、「第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務があると認められる者」を「免税酒類購入者」に、「第八十七条の六第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務がある」を「第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入した」に、「免税酒類に係る納税義務者等」を「免税酒類購入者」に、「租税特別措置法第八十七条の六第四項に規定する酒類の同項に規定する譲渡等（次号において「免税酒類の譲渡等」という。）」を「前号に掲げる酒類」に、「免税酒類の譲渡等に」を「第四号に掲げる酒類に」に改め、同条第十二項中「準用される第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者」及び「準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者」を「準用される免税酒類購入者」に、「同条第三項」を「同項」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこ」を「第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこ」に、「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項中「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第九十条第二項」を「第六項並びに第九十条第二項及び第六項」に改め、同条第九項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条第十項中「」は、」を「」は」に、「それぞれみなして、」を「それぞれみなして」に、「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」を「国税通則法第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条」に、「、同号ハ」を「同号ハ」に、「、同法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」を「同法第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号ハに係る部分に限る。）及び第百三十条」に改める。

第八十九条第十三項中「、それぞれ」を削り、同条第十六項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第十七項の表中「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の五第三項」に改める。

第八十九条の二第七項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第八項中「同法第十四条第六項」を「同条第六項」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第十項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条に次の六項を加える。

12　第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品の移入をした同項ただし書に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、当該特定石油化学製品につき、当該移出をした日の属する月分の第六項の規定による書面を同項に規定する期限内に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該特定石油化学製品が第四項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第六項の規定にかかわらず、第四項ただし書の規定を適用する。

一　当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該特定石油化学製品の製造者が移出する当該特定石油化学製品が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

13　第八項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する特定石油化学製品を継続して移入する場所であり、かつ、当該特定石油化学製品を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

14　第十二項第二号又は前項の承認の申請があった場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

15　税務署長は、第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなったと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

16　第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その承認は、その効力を失うものとする。

17　第十二項から前項までに定めるもののほか、第十二項又は第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。